

桜の苑における焼骨の取扱に係る運用について

近年、いわゆる「墓じまい」が広く行われるなど、葬送に関する意識も多様化し、桜の苑における利用後の焼骨の引取りに関する問合せが増加していることから、「焼骨を引き取ることができない」事例について、火葬場条例の一部を改正（令和7年11月議決）し対処したところであり、引き続き適正かつ故人の尊厳に配慮した対応を行うための運用を以下のとおり定めるもの。

1 運用の適用範囲（対象となるケース）

- (1) 墓じまいや経済的な理由により、収蔵すべき墓地等を有しない場合
- (2) 焼骨を管理・祭祀する権限や意思を持たない場合（例：知人、遠縁の親類等）

※ 墓地埋葬法第9条に基づく「市町村長による火葬（行旅死亡人等）」等は、本運用の対象外とする。

2 運用に係る火葬場条例施行規則の一部改正

焼骨を收骨しない場合の使用者の申出は、本組合管理者へ書面を提出する方法により行うものとして、以下のとおり規則の一部改正により条項を規定し、運用する。

火葬場条例施行規則改正案（一部抜粋）

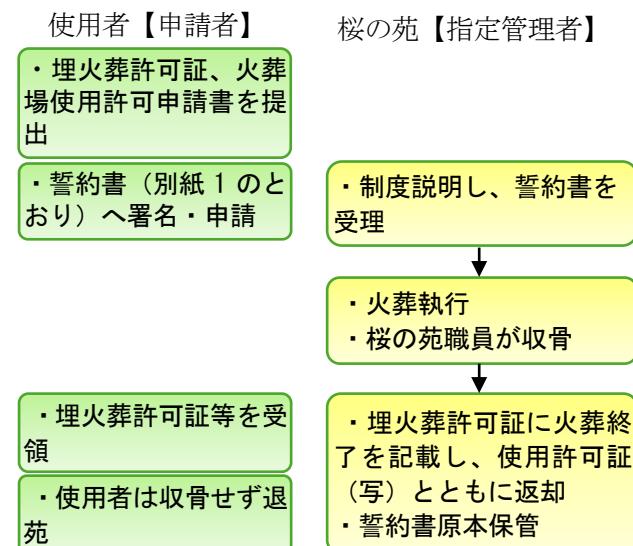
（焼骨の收骨をしない旨の管理者への申出）

第9条 条例第7条第3項の規定による申出は、使用者が、管理者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出する方法により行うものとする。

- (1) 使用者の住所及び氏名
- (2) 当該焼骨に係る死亡者の氏名
- (3) 当該焼骨の処分を管理者に委任する旨
- (4) 前号の規定によりその処分を委任した焼骨の返還を求める旨
- (5) 第3号の委任を受けて管理者がした焼骨の処分について、次に掲げる事項を誓約する旨
 - ア 何らの異議を申し立てないこと。
 - イ 当該処分に関して生じた紛争については、全て使用者の責任と負担において対応すること。

3 事務手続きの流れ

（1）火葬当日



《使用者の申出に対する対応》

○葬祭業者による案内

以下の点について、連絡協議会にて葬祭業者に周知を図る。

- ・使用者からの申出があった場合、焼骨を桜の苑で処理する制度を説明
- ・本制度利用にあたっては、火葬場予約時に、予約システム備考欄へその旨を記入
- ・不明点など詳細事項は、桜の苑へ問い合わせするよう案内

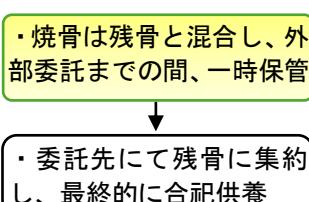
○市町村窓口での案内

- ・使用者からの申出があった場合、本制度を説明し、不明点など詳細事項は、桜の苑へ問い合わせするよう案内

○桜の苑（窓口）

- ・本制度、最終供養先等を説明し、申請者の最終意思確認後、誓約書を受理する。

（2）火葬後



3 今後の予定

令和8年1月30日 組合議会 民生環境常任委員会（報告）

(案)

○ 誓約書（案）

鳥取県西部広域行政管理組合 管理者 様

故

の焼骨について、収骨を行わず、その処分を鳥取

県西部広域行政管理組合管理者に委任いたします。

なお、処分を委任した焼骨については返還を求めません。

また、本件に関して異議を申立てしないこと、並びに当該処分に
関して生じた紛争については全て使用者の責任及び負担において
対応することを誓約いたします。

令和 年 月 日

使用者

氏名 住所